

「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画見直し（素案）」 についてのご意見を募集しています。

平成 28 年（2016 年）10 月に策定した第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間の計画期間として、ごみの減量・資源化及び生活排水の適正処理等について定めたものです。

本計画策定後、安定的なごみ処理体制を構築するため、平成 31 年（2019 年）3 月に示した「将来のごみ処理体制についての方針」及び令和 2 年（2020 年）8 月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」等を踏まえ、このたび、計画の見直し素案をまとめましたので、これを公表し、広く市民等の皆さんからご意見をいただきたいと考えています。

市民等の皆さんからの意見募集（パブリックコメント）を、次のとおり実施します。

1 募集期間

令和3年（2021 年）2月 22 日（月）から令和3年（2021 年）3月 23 日（火）まで

2 提出できる方

市内在住・在勤・在学者か本市に納税義務がある方など
（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号に規定する「市民等」）

3 提出方法

令和3年（2021 年）3月 23 日（火）（必着）までに、住所・氏名・電話番号を添えて、次のいずれかの方法でご意見の提出をお願いします。書式は自由ですが、意見提出用紙もご用意しています。

- （1）郵送 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市環境部ごみ減量対策課 宛
- （2）ファックス 0467-23-8700 ごみ減量対策課 宛
- （3）メール gomi@city.kamakura.kanagawa.jp ※件名は「パブコメ」として下さい。
- （4）回収箱に投函 本庁舎ロビー、各図書館、鎌倉生涯学習センターに設置している意見回収箱
- （5）直接持込 ごみ減量対策課（本庁舎1階 27 番窓口）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日を除く。）

※電話や窓口での口頭によるご意見は正式な意見公募としてはお受けできません。

※事情により、前記のいずれかの方法で提出できない場合は、ご相談ください。

4 素案の閲覧・配布場所

ごみ減量対策課（本庁舎1階 27 番窓口）、本庁舎ロビー、各図書館、各支所、鎌倉生涯学習センター、名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター、笛田リサイクルセンター、深沢クリーンセンター（市のホームページから、素案及び YouTube（鎌倉市公式チャンネル）にて配信している説明をご覧ください。）

5 意見の公表

提出されたご意見の概要とそれに対する市の考え方等については、氏名・住所等の個人情報を除いて整理した上で、市のホームページ及び意見回収箱の設置場所にて、公表いたします。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、ご意見を本件以外に使用することはありません。